

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる日が休日には、その翌日)

規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十三年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十三年五月鳥取県条例第十九号)中別表第一の改正規定のうち高城第一団地及び高城第二団地に関する部分並びに別表第二の改正規定の施行期日は、昭和五十三年十一月十七日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(二件)

鳥取県規則第六十七号

◆告示
規則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

肥料の登録
肥料の登録の有効期間の更新

入会林野整備計画の適否の決定

解除予定の保安林

普通母樹林の指定の解除
土地改良事業計画の適否の決定

開発行為に関する工事の完了(二件)

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(二件)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中「高城第一」を「高城第二」に改め、

同表のひばりが丘第五の項の次に次のように加える。

高城第二 一六、八〇〇円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百七十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第九百八十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年十一月十七日

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
ヤツヤ薬局	倉吉市八屋三一四の三	申出の都道府県名
境港日曜休日 応急診療所	境渡市湊町一番地	申出の受理の年月日
やすき薬局	鳥取市正蓮寺四三 福田ビル三号	昭和五十三年十一月一日

を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
土江秀明	鳥国医第一、三一〇号	昭和五十三年十月十六日
大江啓二	鳥医医第一、三一一号	昭和五十三年十月十八日
安木誠規	鳥国薬第三八九号	昭和五十三年十月二十三日
下田光太郎	鳥国医第一、三三三号	昭和五十三年十月二十八日

鳥取県告示第九百八十一号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、
次の肥料を登録したので、同法第六条第一項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号 肥料の名称 保証成分量（パーセント） 窒素全量 及び業者の住所

うち アンモニア性窒素 五・〇

鳥取県 第四四一號	鳥取県 第四四〇號	鳥取県 第四四〇號	鳥取県 第四四〇號
河原梨配合肥料	尿素被覆肥料入り砂丘らつきよう複合肥料	うち アンモニア性窒素 うち 水溶性りん酸 全量	うち アンモニア性窒素 うち 水溶性りん酸 全量
加里全量	うち 水溶性りん酸 全量	うち 水溶性りん酸 全量	うち 水溶性りん酸 全量

河原町農業組合長理事會 倉持義貴

細川六〇六番地 岩美郡福部村大字小谷繁美

福部村農業組合 協同組合

組合長理事會

河原町農業組合

五五八の一万 東伯郡東伯町徳一

島取県 第四四五号		島取県 第四四四号	島取県 第四四三号	島取県 第四二号	島取県 第三号	島取県 第一号	水溶性加里
窒素全量	窒素全量	窒素全量	窒素全量	窒素全量	窒素全量	窒素全量	窒素全量
五・〇	六・〇	六・〇	七・〇	五・〇	八・〇	五・〇	五・〇
水溶性加里	水溶性加里	水溶性加里	水溶性加里	水溶性加里	水溶性加里	水溶性加里	水溶性加里
うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち
アソニモニウム塩素	アンモニア性塩素	りん酸全量	りん酸全量	りん酸全量	りん酸全量	りん酸全量	りん酸全量
五・九	六・〇	二・〇	五・八	六・〇	三・八	二・七	三・〇
ハワイ梨複合肥料	大栄梨複合肥料	大栄梨複合肥料	大栄梨複合肥料	大栄梨複合肥料	大栄梨複合肥料	大栄梨複合肥料	大栄梨複合肥料
組合長理事 本多不二雄	組合長理事 羽合町農業 協同組合	組合長理事 永田実	組合長理事 大栄町農業 協同組合	組合長理事 宿五六一畠地由良	東伯郡大栄町由良	赤崎町農業 組合長理事 森山忠久	東伯郡赤崎町赤崎 一九七七年の一 赤崎町農業 協同組合
境港市栄町 三一畠地	東伯郡羽合町久留 二六の一 羽合町農業 協同組合			"			

鳥取県 第四四六号	鳥取県 第四四七号	五・〇 魚廢物加工肥料
倉吉梨複合肥料 五七四四号	関金梨複合肥料 二号	りん酸全量 四・〇
窒素全量 八・〇	うちアンモニア性窒素 五・〇	窒素全量 八・〇
うち可溶性りん酸 八・〇	うち可溶性りん酸 四・〇	うち可溶性りん酸 八・〇
加里全量 三・五	水溶性りん酸 三・五	水溶性りん酸 三・五
うち水溶性加里 七・八	うち水溶性加里 七・八	うち水溶性加里 七・八
窒素全量 五・〇	加里全量 八・〇	加里全量 八・〇
うち加里全量 七・〇	うち加里全量 七・〇	うち加里全量 七・〇
うち水溶性加里 三・八	うち水溶性加里 三・八	うち水溶性加里 三・八
鳥取県 第四四八号	鳥取県 第四四七号	りん酸全量 四・〇
株式会社 小林商店 代表取締役 小林嘉久	東伯郡関金町大字 大鳥居二一〇番地 関金町農業 組合長理事 新田忠則	大島市越殿町 一四〇八番地 倉吉市農業 組合組合 八田隆利
組合長理事 八田 隆利	組合長理事 八田 隆利	組合長理事 八田 隆利

鳥取県告示第九百八十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第十一一条第一項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月十七日

鳥取県知事
平
林
鴻
三

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及 び氏名又は名称
鳥取県 第一九〇号	魚荒かす粉末	六・〇	鳥取市湯所一四三番地 倉谷久
鳥取県 第三七三号	泊梨複合肥料	窒素全量六・〇 りん酸全量六・〇 カリ全量四・〇 五・〇	東伯郡泊村大字園 五九一の一 泊村農業協同組合 賀須井長兵衛
鳥取県 第四一〇号	郡家町梨複合肥料	窒素全量八・〇 うちアンモニア性窒素四・五 りん酸全量五・〇 うち可溶性りん酸二・九 水溶性りん酸二・二 カリ全量二・九 うち水溶性カリ全量六・八 六・〇	宮谷二〇〇〇の一 八頭郡郡家町大字 郡家町農業協同組合 組合長理事岡川正明
鳥取県 第四二五号	六・〇肉骨粉	窒素全量八・〇 りん酸全量八・〇 カリ全量六・〇 うち水溶性カリ全量六・八 六・〇	境港市渡町一九番地 北陽油脂有限会社 代表取締役井波盛夫

鳥取県告示第九百八十三号

日野郡日野町福長一四〇七番地諏訪入会林野整備組合長長尾久夫から申請のあつた諏訪入会林野整備計画については、昭和五十三年十一月二日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

諏訪入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字測見字深山ノ上六七五の一（次の図に示す部分に限
る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役
場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百八十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づ
き、普通母樹林の指定を解除したので、同法同条第四項において準用する
同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

普通母樹林

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	本数	面積	所有者の住 所及び氏名
四十七	昭和五十三年 十一月十七日	あかまつ	東伯郡大栄町妻波 一五六四一一、一 一七八〇・七一	本 ヘル クタ ール	東伯郡大栄 町妻波一二 六一一	米田孝実
一十三						
六五二一						

鳥取県告示第九百八十六号

昭和五十三年九月二十八日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（吉
田第二地区農地造成）事業計画については、審査した結果適当と認めたの
で、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二（第五項
において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十七号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年十月二十一日 鳥取県指令受都計第三百二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町北六丁目二九一番地 大西良一

鳥取県告示第九百八十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年十二月三日 鳥取県指令受都計第五百五十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町北六丁目及び賀露町字上浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東部不動産株式会社

代表取締役 金田文夫

鳥取県告示第九百八十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取

県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）

の一部を次のように改正し、昭和五十三年十一月十九日から施行する。

昭和五十三年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の項中

市場支店 鳥取市安長

を削る。

鳥取県告示第九百九十号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十三年十一月二十日から施行する。

昭和五十三年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の項中

鳥取駅南支店

鳥取市南吉方二丁目

鳥取市南吉方二丁

鳥取駅南支店	鳥取駅南支店	鳥取市南吉方二丁目
鳥取西支店	鳥取市安長	

に改める。